

[寄附をされた個人の方へ] 寄附金税額控除についてのお知らせ

1 の 1

寄附をした個人は確定申告によって次の限度内での所得税法上の寄附金控除 (所得控除) が受けられます (所得税法 第 78 条 第 2 項 第 3 号 該当) 。

A: その年中に支出した特定寄附金の額の合計額	- 2,000 円が限度額です。
B: その年中の合計所得金額 (総所得金額、退職金額、山林所得金額 の合計額) の 40% 相当額	
A または B の少ない方の金額	

仮に、その年分の所得が 800 万円の人で 30 万円を社会福祉法人に寄附した人は 29 万 8 千円の寄附金控除が受けられます。

税率が 20% の場合は 59,600 円が減税される可能性があります。

1 の 2

寄附をした個人は確定申告によって次の限度内での所得税法上の税額控除が受けられます (租税特別措置法 第 41 条 18 の 3 該当) 。

A: その年中に支出した特定寄附金の額の合計額	- 2,000 円	x 40% が 控除対象額 (所得税額の 25% を限度)
B: その年中の合計所得金額 (総所得金額、退職金額、山林所得金額 の合計額) の 40% 相当額		
A または B の少ない方の金額		

仮に、その年分の所得が 800 万円の人で 30 万円を社会福祉法人に寄附した人は 29 万 8 千円 $\times 0.4 = 119,200$ 円が減税される可能性があります。

(上記 1 の 1、1 の 2 はいずれかの選択になります)

2 本法人に対する寄附金は個人住民税の寄附金税額控除の対象となる場合があります。社会福祉法人に対する寄附金が税額控除の対象になるか否かについては、お住まいの都道府県および市区町村にお問い合わせください。

寄附をした翌年の 1 月 1 日にお住まいの都道府県および市区町村が社会福祉法人に対する寄附金を個人住民税の寄附金税額控除対象としている場合は、個人住民税の税額控除も併せて受けられます。

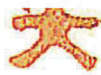
3 確定申告書の記載に際しては、所得税に係る寄附金控除欄への記入に加え、「住民税に関する事項」欄中の「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」欄へ寄附金額の記入を漏れなく行ってください。

なお、所得税の確定申告をせずに、個人住民税の寄附金税額控除のみを受けようとする場合には、寄附した翌年の 1 月 1 日にお住まいの都道府県および市区町村への申告によることができます。ただし、この場合には所得税の寄附金控除は受けられません。

4 所得税については現年分から控除され、住民税は寄附した翌年分から控除されます。

5 上記の措置を受けるため確定申告に際して領収書 (1 の 2 の場合は加えて「税額控除に係る証明書」) が必要となりますので、相当期間大切に保存してください。

詳細は、最寄りの税務署、住所地の市区町村にご照会ください。



厚生労働省発社援 1129 第 1 号
令和 3 年 11 月 29 日

社会福祉法人エヌエイチケイ厚生文化事業団
理事長 鈴木 賢一 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。
本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)
令和 3 年 12 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日まで